

## 松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要について

### 条例制定の背景

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の本格実施が予定されており、国では、施設・事業の認可、運営基準や利用手続等に関する政省令を順次公布するなど、実施に向けた準備を進めています。

松山市でも、先の6月市議会において、幼保連携型認定こども園の認可基準等関連する条例案の議決をいただくなど、計画的に準備を進めているところであり、今回の条例(案)についても、国の政省令等の整備状況に合わせ、制度の施行に必要な規定を定めるものです。

### I. 松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要

子ども・子育て支援法において、市町村が定めるものとされている、利用者負担に関する事項及び保護者や施設・事業者等が虚偽の報告等を行った場合の過料に関する事項について規定するものです。

#### 条例で定める事項

##### (1) 利用者負担に関する事項

新制度において、認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設や家庭的保育等の地域型保育事業等を利用する場合の利用者負担については、市町村が定めることとされています。(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第29条第2項第2号等)

##### (2) 過料に関する事項

市町村は、子どものための教育・保育給付(施設型給付費や地域型保育給付費等)に関し、保護者や施設・事業者に対して、報告や文書の提出等を求めることができるとされていますが、その際、正当な理由なく、虚偽の報告を行ったり、提出を拒んだ場合に、過料を科する規定を設けることができます。(子ども・子育て支援法第13条、第14条、第87条)

また、新制度で施設や事業を利用する場合、支給認定を受け認定証の交付を受ける必要がありますが、市町村が支給認定の変更・取り消しを行い、同認定証の提出・返還を求めたにも関わらず応じない場合も、過料を科する規定を設

けることができます。(子ども子育て支援法第87条)

#### 条例制定の本市の考え方

##### (1) 利用者負担に関する事項

利用者負担の額については、利用者の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める旨を規定するとともに、減免規定を設ける予定です。

##### (2) 過料に関する事項

金銭給付である子どものための教育・保育給付の適正な給付を行うため、報告の徴収や支給認定の確認等を的確に行う必要があります、過料に関する規定を設定する予定です。

## 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施予定であり、松山市でも新たに認可や確認の基準に係る条例を定める必要があります。今回の条例（案）をご理解いただくため、新制度の概要について説明いたします。

### 1 主なポイント

#### ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び家庭的保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

これまで、幼稚園、保育所等に対する財政措置は別々でしたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の「施設型給付」により、財政支援の一本化が図られました。

また、新たに「地域型保育給付」が創設され、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象とされました。

#### ②認定こども園制度の改善

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行うなど、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、地域の子ども・子育て支援の役割も期待される施設ですが、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という2つの制度を前提にしていたことで、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきました。

今回の制度改正では、「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の認可施設として位置付け、認可や指導監督等を一本化し、その財政措置についても「幼保連携型」を含む4類型すべてが「施設型給付」に一本化されました。

#### ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることになりました。

### 2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

##### ○施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

##### ○地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

##### ○児童手当

#### 地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

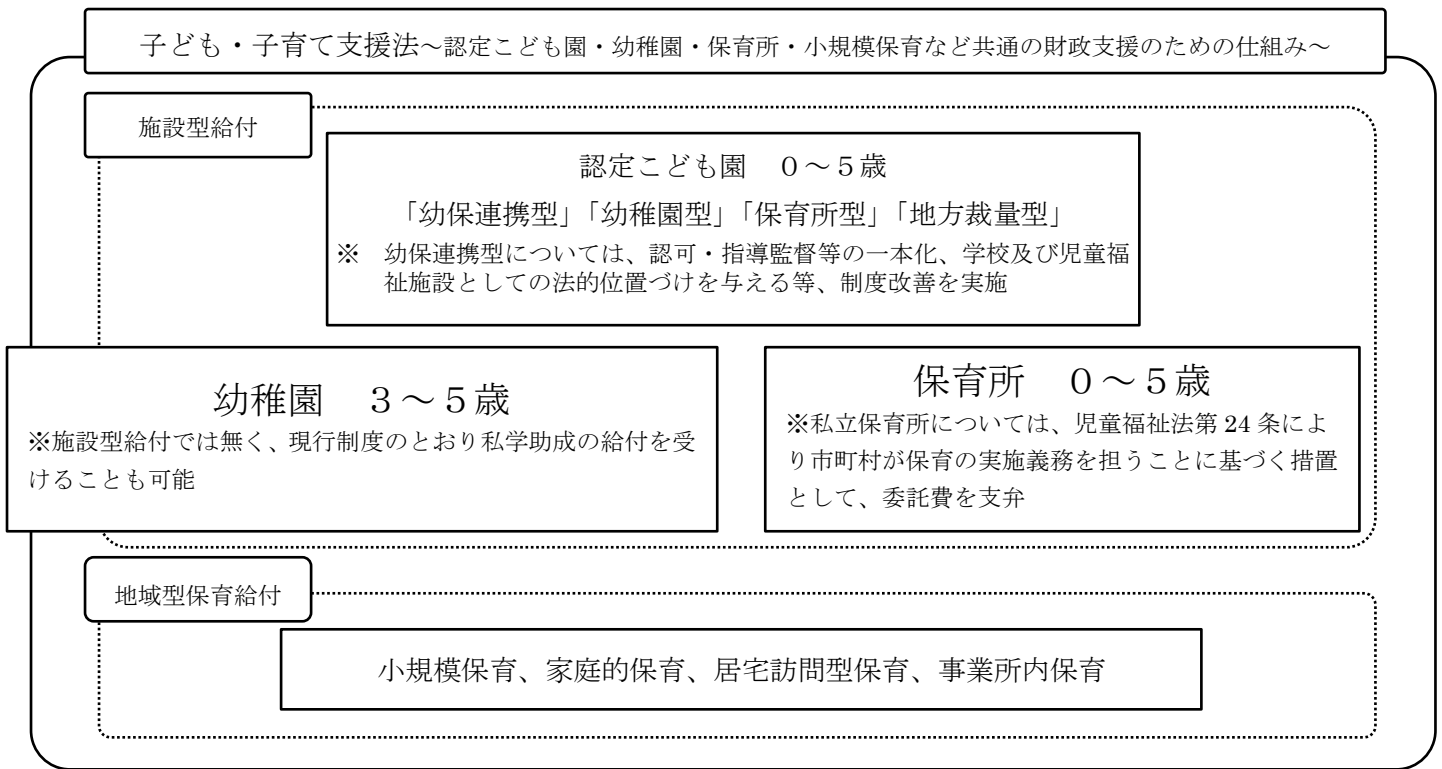
※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

○延長保育事業、病児・病後児保育事業

○放課後児童クラブ

○妊婦健診

### 3 施設型給付及び地域型保育給付の全体像



### 4 新制度での幼稚園や保育所など教育・保育サービスの利用方法

新制度においては、幼稚園や保育所などの施設・事業を利用する場合、市町村の認定を受ける仕組みになります。

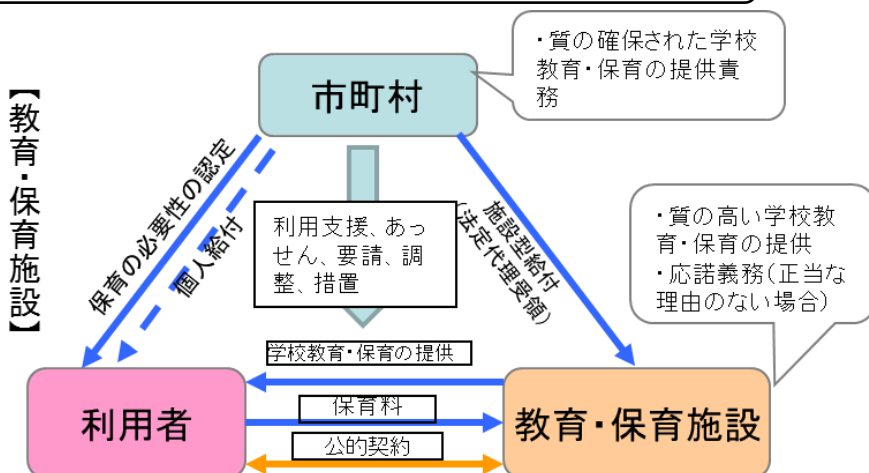
#### ①幼稚園等（保育の必要性の認定無し）の利用の場合

希望する園に直接申し込みます。定員超過などの場合には面接等の選考がありますが、そこで入園の内定を受けた後に、園を通じて市町村に支給認定の申請を行います。

#### ②保育所等（保育の必要性の認定）の利用の場合

市町村へ保育の必要性の認定と保育利用の希望を申し込みます。当分の間、保育所での保育を含めたすべての保育について、市町村が申請者の希望、施設の利用状況等に基づき調整することになっています。利用調整の結果、認定こども園・公立保育所・地域型保育を利用する場合は、施設・事業者と利用者の契約となり、私立保育所を利用する場合は、市町村と利用者の契約となります。

新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育サービス利用イメージ



（市町村と利用者）

- ・新しい制度では保護者は給付を受ける資格があることの申請を市に対して行い、それに基づいて市町村が認定を行う。

（市町村と教育・保育施設）

- ・認定を受けた利用者が、認可され運営の基準を満たした施設や事業者を利用したときに市から給付が行われる仕組みとなる。

※給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者の代わりに給付を受ける仕組み（法定代理受領制度）となります。

各施設・事業において設定可能な定員利用と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定(19条1項1号)	②2号認定(19条1項2号)	③3号認定(19条1項3号)
特定教育・保育施設（施設型給付）			
幼保連携型認定こども園	○（※1）	○	○（※1）
幼稚園型認定こども園、 保育所型認定こども園、 地方裁量型認定こども園	○	○	○（※1）
保育所	（※3）	○（※2）	○（※2）
幼稚園	○	（※3）	
特定地域型保育給付（地域型保育給付）			
小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育	（※3）	（※3）	○
事業所内保育	（※3）	（※3）	○（従業員枠・地域枠）

※1 定員を設定しないことも可 ※2 ②③いずれかのみを設定も可能

※3 特例給付による利用形態あり（緊急時の支払いや地域に認定区分に応じた施設が無いなど、市町村が認める場合）

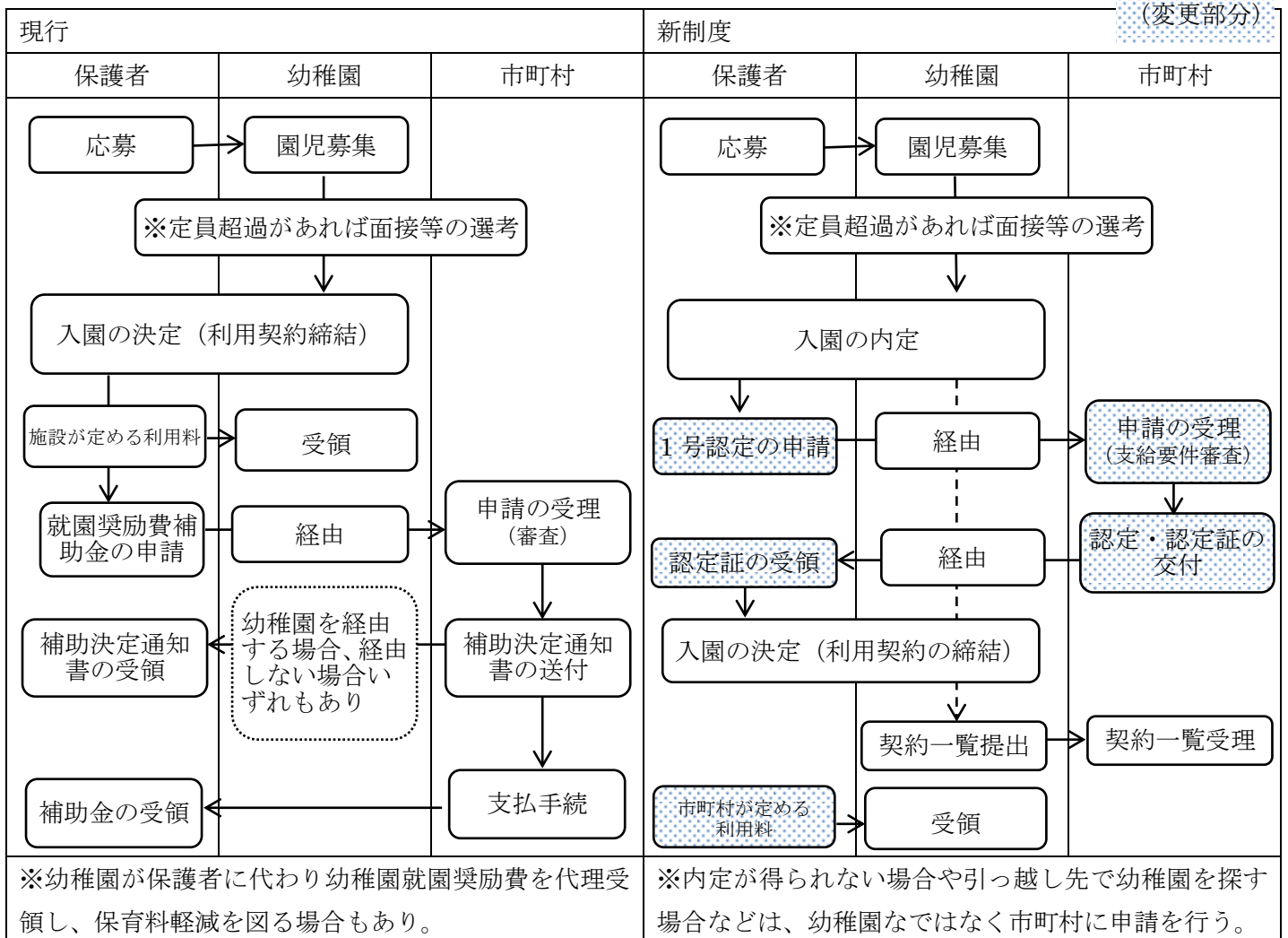
【参考】認定区分

1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合）：教育標準時間認定

2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合）：満3歳以上・保育認定

3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合）：満3歳未満・保育認定

①幼稚園のみの利用（教育標準時間認定）の場合



②保育所等を利用の場合

現行制度	新制度
<p>市町村への事前相談・保育所見学</p> <p>↓</p> <p>必要書類を添え、一斉申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に欠ける旨を証明する書類</li> <li>・所得証明（源泉徴収票等）など</li> </ul> <p>↓</p> <p>審査・調査</p> <p>↓</p> <p>入所選考</p> <p>入所選考基準に基づき、「保育に欠ける」か、入所可能かを保育所ごとに選考実施。</p> <p>↓</p> <p>① 入所承諾（内定）</p> <p>保育所入所承諾書を所得に応じて決定した保育料額とともに送付</p> <p>② 入所不承諾（保留）書を送付</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">入所</p> <p>市町村と契約、保育料を市に支払</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">保留（入所待機）</p> <p>年度内は、希望保育所に空きが出次第、随時選考 保護者は、保留中は入所待機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保育所</li> <li>・認可外保育施設</li> <li>・自宅待機 等</li> </ul> </div> </div>	<p>前提</p> <p>当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用調整を行う。認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者間の契約とする。私立保育所は市町村と利用者間の契約とし、保育料の徴収は市が行う。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>【保護者】 保育の必要性の認定申請</p> <p>↓</p> <p>【市町村】 保育の必要性の認定、認定証の交付</p> <p>↓</p> <p>【保護者】 保育利用希望の申込 （希望する施設名等を記載）</p> <p>↓</p> <p>【市町村】 利用調整</p> <p>↓</p> <p>【市町村】 利用可能な施設の斡旋・要請など</p> </div> <div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">私立保育所</p> <p>保護者と市との契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料は市へ支払</li> <li>・市から保育所へ運営委託費を支払</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">認定こども園・公立保育所・地域型保育</p> <p>保護者と施設・事業者の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料は施設・事業者へ支払</li> <li>・市から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払（法定代理受領）</li> </ul> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>※同時手続可能</p> </div>

## 5 新制度における給付対象となるための認可と確認

新制度においては、児童福祉法等による認可を前提に、子ども・子育て支援法に基づく市町村の確認を受けることで給付による財政支援の対象となります。

### 認可・確認の権限について

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
施設型保育給付	幼稚園	都道府県	市町村
	保育所	都道府県等	
	認定こども園	都道府県等（※）	
地域型保育給付	小規模保育	市町村	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     認可に関する基準と確認に関する基準を条例で定める。                 </div>
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

※幼保連携型認定こども園の認可権限は中核市・指定都市・都道府県、それ以外の類型の認定こども園の認定権限は都道府県

認可：児童福祉法等による認可基準や設備及び運営に関する基準を満たしているものを認可する。

確認：認可施設・認可事業者の中で利用定員を設定した上で、施設・事業の運営に関する事項を満たし、給付の対象となる事業者を確認する。